

●紙おむつの支給

対象者を分かりやすくしました。

| | |
|-----|--|
| 内容 | 毎月1回、薬剤師が自宅に配達します。支給限度額の範囲内で、対象者の状態に応じて、パンツ型・シート型・尿とりパット等の種類を組み合わせることが可能です。 |
| 対象者 | 介護保険で要介護3・4・5と認定され、常時排泄の介護を必要とする方。ただし、入院・入所中の方は除きます。(介護保険を申請していない方については、お問合せください。) |
| 費用 | 実費の1割負担(身体障害者手帳等を有する方および町民税所得割非課税世帯は無料) |

◆その他にも、次のサービスを実施しています。【ねたきり老人手当支給・老人日常生活用具給付・生活管理指導短期宿泊・徘徊高齢者等探索サービス・軽度生活援助事業・老人保護措置事業】※申請には印鑑が必要です。各種サービスのくわしいご案内・ご相談については、健康増進課 高齢者福祉担当 内線 317・318 まで。

介護相談員が活動しています

お気軽にご相談ください

杉戸町介護相談員の委嘱を受けた佐野相談員と木村相談員が、介護保険制度や利用方法について相談をお受けしています。デイサービスなど、町内の介護保険サービスの事業所を回り利用者の相談を行なっています。介護保険についての疑問や不満、不安の解消を目的としていますので、お気軽にご相談ください。

介護保険のサービスを利用している方やこれから利用したい方、またご家族からの相談や質問もお受けしています。

【相談日(予約制)】 5月20日(木)、6月18日(金) 13時30分～15時30分

【場所】 役場 相談室

※予約・問合せは、健康増進課 介護保険担当 内線 313 まで



平成22年度から 後期高齢者医療に加入している方にも 人間ドック・保養所利用の補助が出ようになります

平成22年度から後期高齢者医療制度に加入されている方の病気の早期発見と健康増進のために、人間ドックおよび保養所利用に対する補助が出ようになります。

★人間ドックの補助

- 1. 年度内1回30,000円(1人)を上限に助成します。医療機関の指定はありません。対象者は次の要件をすべて満たす方です。
- 2. 受診日に杉戸町にお住まいで埼玉県後期高齢者医療制度に加入の方
- 3. 後期高齢者医療保険料を完納している方
- 4. 同年度内に杉戸町国民健康保険にて人間ドックを受けていない方

★保養所利用の補助

- 1. 年度内2泊まで、一泊2,000円(1人)を助成します。利用できる施設は杉戸町国民健康保険が指定している保養施設です。対象者は次の要件をすべて満たす方です。
- 2. 利用日に杉戸町にお住まいで埼玉県後期高齢者医療制度に加入の方

▼問合せ 町民課 医療担当 内線 456・259

- 1. 後期高齢者医療保険料を完納している方
- 2. 同年度内に杉戸町国民健康保険にて保養所利用している泊数と合算して2泊以内の利用となる方
- 3. 利用方法は杉戸町国民健康保険と同じです。利用前に町民課医療担当までご連絡ください。

高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました

「高額医療・高額介護合算療養費制度」の申請受付が始まりました。平成20年4月から平成21年7月の医療と介護の自己負担の合計額が高額となる場合、負担が軽減されます。くわしくは、加入されている医療保険または健康増進課介護保険担当の窓口にお問合せください。

4月から

杉戸町の高齢者在宅福祉サービスが変わりました

町では、高齢者が地域で安心して生活できるように、各種の福祉サービスを行なっていますが、その内容が4月より一部変わりました。(※高齢者とは65歳以上の人を指します)

●公衆浴場入浴券の交付 申請月により配布枚数が変更となりました。

| | | |
|-----|--|-----|
| 内容 | 杉戸町にある2か所の公衆浴場(巴湯・弥生湯)で利用できる、無料入浴券(年間18枚)を交付します。 ※申請には印鑑が必要です。 | |
| 申請月 | 4月～6月 | 18枚 |
| | 7月～9月 | 13枚 |
| | 10月～12月 | 9枚 |
| | 1月～3月 | 4枚 |
| 対象 | 毎年4月1日現在、65歳以上の方(年度内1回の申請です) | |
| 費用 | 無料 | |

▽次のサービス利用については、担当者が自宅へ訪問し、現状を確認させていただきます。

●緊急通報システム

今までは、65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯で脳疾患または心疾患の方のみ設置していましたが、それ以外の方にも設置が出来るようになりました。

| | | |
|-----|--|--|
| 内容 | 急病や災害時等に緊急ボタンを押すと、緊急通報センターの看護師につながり、速やかな救急活動等が行なわれます。相談ボタンを押すと看護師に相談することができます。 | |
| 対象者 | (1) 65歳以上の脳疾患または心疾患を有するひとり暮らし高齢者、脳疾患または心疾患を有する方を抱える高齢者のみの世帯 (2) 65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯および日中独居で日常生活に心配、不安のある高齢者 | |
| 費用 | 対象者(1) | 通話料および電気代は利用者の負担になります。ただし、緊急通報システムの設置代、レンタル料金、保守点検料は町が負担します。 |
| | 対象者(2) | 通話料および電気代、毎月のレンタル料金840円(消費税込)は利用者負担となります。ただし、緊急システムの設置代、保守点検料は町で負担します。生活保護世帯およびそれに準ずる世帯は通話料および電気代以外は無償となります。 |

●給食サービス

今までは、65歳以上で「安否確認、食の確保」が困難な方に配食していましたが、対象者が変わりました。

| | | |
|-----|--|-------------|
| 内容 | 高齢者向けの昼食(お弁当)を提供します。利用回数等については、訪問調査後、決定します。次の項目に全て当てはまる方が対象です。 | |
| 対象者 | ・65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の方で、調理および食の確保が困難な方 ・同一敷地内に同居家族のいない方 ・普通食の食べられる方 ※介護予防の観点や介護保険サービスの利用状況・疾病によっては、利用が認められない場合があります。 | |
| 対象日 | 食の確保に係る介護保険サービスの利用のない日(配食日および利用回数につきましては、訪問調査とチェックリストを併用し決定します。) | |
| 費用 | 1食 | 250円(自己負担分) |